新型コロナウイルス感染症関係補助金に係る消費税仕入控除税額等報告マニュアル

**消費税の申告義務がないなど、仕入控除税額が０円の場合を含めて、補助金を受けた全ての事業者が報告をする必要があります。**

令和６年１月

静岡県健康福祉部福祉長寿局

福祉指導課

目　次

１　仕入控除税額報告の概要 　・・・・・・・・・・1

２　仕入控除税額（補助金返還額）の有無

仕入控除税額フローチャート 　 　・・・・・・・・・ 2

返還額が０円の場合 　・・・・・・・・・ 3

３　県への報告について

報告書類の様式一覧　　　　　 ・・・・・・・・・ 4

　　返還額が０円の場合　　　　　 ・・・・・・・・・ 5

　　返還額がある場合　　　　　 ・・・・・・・・・ 6

○本資料は、静岡県から新型コロナウイルス感染症関係補助金を受けた介護保険サービス事業所等が消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。

○報告者は、介護保険サービス事業所等を運営する法人等となり、交付申請の単位ごとに報告が必要です。

○仕入控除税額が０円でも報告が必要です。

○消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。

○消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、国税庁のHP（https://www.nta.go.jp）をご確認ください。

１　仕入控除税額報告の概要

**(1)　消費税の納付と補助金について**

　事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額(以下「仕入控除税額」という。)を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合の例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 売上  (収入) | 課税売上550万円  （消費税額50万円） | | 非課税売上200万円 |
|  |  | **(納付税額20万円)** |  |
| 仕入  (支出) | 課税仕入330万円  (仕入控除税額30万円) | 非課税仕入420万円 | |

　一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

○一般課税で補助金がある場合の例

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 売上  (収入) | 課税売上440万円  （消費税額40万円） | | 非課税売上310万円 | |
| 補助金110万円  (消費税額10万円） |  |
|  |  | **(納付税額**  **10万円)** | 返還額 | |
| 仕入  (支出) | 課税仕入330万円  (仕入控除税額30万円) | 非課税仕入420万円 | | |

**(2)　報告の目的について**

「１」のように、実質的な負担がない消費税等相当額に対して補助金を支出することは適切でないため、補助金交付額から相応分を差し引く必要があります。

　このため、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）において、補助事業完了後に、消費税仕入控除税額等報告書の報告を定めています。

**(3)　報告について**

要綱において、「消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が０円の場合も含む。）には、その金額を･･･速やかに･･･知事に報告しなければならない」と規定されているため、消費税等の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入控除税額が確定しましたら速やかに報告をお願いします。（＊返還額が０円の場合も報告する必要があります。）

報告された仕入控除税額については、後日、県に返還をしていただきます。

２　仕入控除税額（補助金返還額）の有無

※仕入控除税額に算入できる額は、事業者の課税売上高や課税売上割合等によって計算方法が異なり、額が明らかになる時点も事業者によって異なります。

※仕入控除の適用があるのは課税事業者であり、免税事業者は適用となりませんが、その場合も報告は必要です。（免税事業者の場合は、０円として報告）

はい

いいえ

**(1)　仕入控除税額フローチャート**

いいえ

消費税の確定申告義務がある

仕入控除税額0円

５ページへ

いいえ

※報告は必要

はい

はい

簡易課税方式で申告している

仕入控除税額0円

５ページへ

※報告は必要

いいえ

いいえ

公益法人等である

※「公益法人等」については、

３ページ参照

はい

特定収入割合が5％を超える

はい

仕入控除税額0円

５ページへ

※報告は必要

いいえ

補助対象経費は人件費等の

非課税仕入のみである

はい

仕入控除税額0円

５ページへ

※報告は必要

いいえ

個別対応方式で補助対象経費に

係る消費税等を非課税売上のみに

要するものとして申告している

仕入控除税額0円

５ページへ

はい

※報告は必要

いいえ

**⇒　報告及び返還が必要**

**６ページへ**

**仕入控除税額あり**

**(2)　返還額が０円の場合**

**次のような事業者は、原則、返還金がありません。**

・消費税の申告義務がない。

・簡易課税方式で申告している。

・公益法人等であり、特定収入割合が５％を超えている。

・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、

「非課税売上のみに要するもの」として計上している。

**※ただし、返還額が0円でも、県へ報告書の提出が必要です 。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　→５ページへ

　地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が該当します。

　詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

**公益法人等とは？**



３　県への報告について

**報告書の様式・記載例は、県福祉指導課ホームページからダウンロードしてください。**

https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/1040734/1040737/1053950/1054367.html

様式一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 共　通 | ・消費税仕入控除税額等報告書（様式第６号）  （新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金） |
| ・期限までに提出できない理由書（別紙２）  ＊補助対象経費に係る消費税の確定申告が完了しておらず、令和６年２月29日（木）までに報告できない場合にFAXで送付 |
| 返還額が０円の場合 | ・返還額がないことの理由書（別紙１）  ・免税事業者であることの証明書（別紙３） |
| 返還額がある場合 | ・計算書（別紙４－①又は②又は③） |

返還額が０円の場合の県への報告

**(1)　提出方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出方法 | 提出期日 |
| 下の(2)を参照 | 郵　送  〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号  静岡県福祉指導課  　コロナ補助金消費税係あて | 令和６年２月29日（木） |

**(2)　郵送の提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 返還額が０円の理由 | 提出書類 |
| ① | 消費税の確定申告の義務がないため | (1) 報告書（様式第６号）  (2) 返還額がないことの理由書（別紙１）  (3) 消費税等の免税事業者であることを税理士等が証した書類（別紙３） |
| ② | 簡易課税方式により申告しているため | (1) 報告書（様式第６号）  (2) 返還額がないことの理由書（別紙１）  (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書第３-(3)号様式の写し（第一表　簡易課税用） |
| ③ | 消費税法第60条第４項に定める公益法人等（社会福祉法人、社会医療法人、一般社団法人など）で、特定収入割合（補助金、交付金、寄付金など）が５％を超えているため | (1) 報告書（様式第６号）  (2) 返還額がないことの理由書（別紙１）  (3) 消費税の確定申告書第３-(1)号様式の写し（第一表　一般用）  (4) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  (5) 消費税法第60条第４項に定める公益法人等で、特定収入割合が５％を超えていることが確認できる書類（任意様式） |
| ④ | 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみであるため | (1) 報告書（様式第６号）  (2) 返還額がないことの理由書（別紙１）  (3) 消費税の確定申告書第３-(1)号様式の写し（第一表　一般用）  (4) 消費税及び地方消費税の確定申告書の付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し |
| ⑤ | 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため |

※「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しについては、該当する課税期間分の当該申告書の写しを提出してください。

　返還額がある場合の県への報告

**(1)　提出方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出方法 | 提出期日 |
| 下の(2)を参照 | 郵　送  〒420-8601  　静岡市葵区追手町９番６号  静岡県福祉指導課  　コロナ補助金消費税係あて | 補助対象経費にかかる消費税の  確定申告後１か月以内  ※ただし、既に確定申告済の場合は、令和６年２月29日（木） |

**(2) 提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 返還額が生じる理由 | 提　出　書　類 |
| ① | 課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等であるため | (1) 報告書（様式第６号）  (2) 計算書（別紙４－①又は②又は③）  (3) 消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第３ー(1)号様式）  (4) 消費税及び地方消費税の確定申告書の  付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  (5) 公益法人等の場合は、特定収入の割合が確認できる資料（任意様式） |
| ② | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っているため |
| ③ | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っているため |

※「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しについては、該当する課税期間分の当該申告書の写しを提出してください。

**(3) 返還の方法**

提出された上記書類を県において確認後、補助金返還相当額の納入通知書をお送りしますので、指定の期日までに指定の金融機関にてお支払いください。